

高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金申請等要項

I 給付金の概要

1 趣旨

原油価格や物価の高騰する中，医療機関等がサービスの安定的な提供を継続できるよう，光熱費等高騰分の経費の一部を支援する目的で，医療機関等に対して，「高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金」（以下「給付金」という。）を支給します。

2 対象地域

高知市内施設（高知県から許可を受けている病院は除く。）

3 支給額

別表 1 に定める対象事業所・施設の種別ごとの基準単価により算定し，支給します。

II 申請要件

給付金の申請要件は，次の各号を全て満たす者（以下「申請者」という。）とします。

- (1) 法人（地方公共団体，一部事務組合及び広域連合を除く。）又は個人であって，対象地域で対象事業所・施設（別表 1）の許可，認可若しくは指定を受け，又は届出を行い，サービスを提供していること。
- (2) 対象事業所・施設については，令和 6 年 1 月 1 日までに開設していること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号いずれにも該当せず，かつ，将来にわたっても該当しないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

III 申請手続き等

1 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請手続き等に関して，ご質問等がある場合は，以下の給付金申請手続き相談窓口へお問い合わせください。

高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金 申請手続き相談窓口

電話番号：088-861-3301

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）

2 申請書類

別表2に掲げる申請書を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。申請書類に不備があった場合は、申請書類を再提出していただくことがあります。また、提出していただいた申請書類は、返却しません。

3 申請書類の入手方法

対象事業所・施設には、あらかじめ申請書類を郵送します。併せて、下記の高知市ホームページからも、申請に必要な書類を印刷及びダウンロードできます。

○高知市ホームページ（健康福祉部地域保健課）

【URL】 <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/35/bukkakoutou-kyuhukin.html>

4 申請書類の受付期間

令和6年3月1日（金）から令和6年4月30日（火）まで
（土日祝日を除く）

5 申請受付方法

以下の方法で申請を受け付けます。

・郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和6年4月30日（火）必着です。

【宛先】〒780-0053

高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階

株式会社日本旅行高知支店内 高知市医療施設等給付金事務局

「高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金申請受付係」

※送料は、申請者ご負担でお願いします。

6 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた給付金を支給します。給付金の支給は、令和6年3月1日から順次開始する予定です。

7 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、様式5「高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金支給決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、様式6「高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金不支給決定通知書」により通知します。

IV その他

- (1) 申請は、施設・事業所当たり1回限りとし、やむを得ないと判断される場合を除き、変更の申請等は受け付けません。
- (2) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (3) (2)の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。既に給付金の支給を受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年10.95パーセントの割合で計算した額）を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。
- (4) 申請書類に記載された情報については、給付金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。
 - ① 県内の市町村が、独自に創設した原油・物価高騰の影響を受けた医療機関等への運営費支援のための給付金に関する事業を実施するために必要であるとして、本市に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合
 - ② 税務情報及び医事薬事業務として使用する場合
 - ③ 高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）第5条の規定に基づく情報公開請求を受けた場合
 - ④ 国の行政機関等が給付金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で本市に情報提供（申請書及び提出書類に記載された情報）の依頼があった場合
- (5) 上記(3)による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、本市が給付金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。（虚偽申請であると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。）

別表 1

1 医療施設等の種別 (※)	2 給付額 (1施設当たり)
有床診療所 (19床以下。保険医療機関に限る)	800,000円 + 6,400円 × 病床数 (休床分除く)
無床診療所 (医科・歯科) (保険医療機関に限る)	200,000円
薬局 (保険薬局に限る)	100,000円
訪問看護ステーション (指定訪問看護事業者に限る)	250,000円
助産所	50,000円
あん摩マッサージ指圧, はり, きゅう及び柔道整復施術所	30,000円

(※) 対象となる医療機関 (医科及び歯科診療所) は, 保険医療機関とし, 薬局は保険薬局, 訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

(※) 対象となる「あん摩マッサージ指圧, はり, きゅう及び柔道整復施術所」は, あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律 (以下「あはき法」という。) 第9条の2第1項又は, 柔道整復師法 (以下「柔整法」という。) 第19条第1項の規定に基づき, 市長に届出を行っている施術所の開設者であり, かつ今後も業務を継続する者とする。(ただし, 休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は, 要件を満たさないものとする。)

(※) 「高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は, 本事業の対象としない。

別表 2

《高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金 申請書類》		
記入する書類	高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金給付申請書 様式1：有床診療所 法人用 様式2：有床診療所 個人用 様式3：その他 法人用 様式4：その他 個人用	<p>※申請日を忘れずに記入してください。</p> <p>※法人開設者の方は法人の代表者印を押印してください。</p> <p>※個人開設者の方は氏名を自署してください。</p> <p>※該当する項目に○を忘れずに記入してください。</p> <p>※裏面の誓約書を確認し、「誓約する」に○を記入してください。</p> <p>※給付申請額を忘れずに記入してください。</p> <p>※前回と同じ振込先を希望する方は、「希望する」に○を記入してください。</p> <p>※「希望する」に○を記入していない方は、振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人(カナ)の分かる書類の写しを添付してください。振込先の口座は、当該法人の代表者又は個人の口座に限ります。</p>

※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類提出及び説明を求められることがあります。

※提出していただいた申請書類は返却しません。

※申請は、事業所・施設当たり1回を限度とします。やむを得ない場合を除き、変更等は受け付けません。